

投票所とその区域

(しっかり確認しておきましょう)

投票区	対象区域	投票所
第1投票区	本町2丁目1区、本町3丁目1区、本町3丁目3区	第一保育所遊戯室
第2投票区	本町3丁目2区、本町4丁目1区、本町4丁目2区、滝谷本町、中沢町	第一幼稚園遊戯室
第3投票区	新町1丁目、新町2丁目、新町3丁目、日宝町	東保育所遊戯室
第4投票区	北上1丁目、北上2丁目、北上3丁目、北上新田、さつき野町、北郷	北上公会堂
第5投票区	山谷町1丁目、山谷町2丁目、山谷町3丁目	山谷公会堂
第6投票区	新栄町、緑町	心身障害者福祉センター作業室
第7投票区	田家1丁目、田家2丁目、田家3丁目、吉岡町	田家氏子会館
第8投票区	草水町1丁目、草水町2丁目、草水町3丁目	草水公会堂
第9投票区	柄目木、飯柳、滝谷町	柄目木公会堂
第10投票区	上金沢、東金沢、大安寺、中新田	大安寺集落開発センター
第11投票区	満願寺、七日町、大蔵	満願寺小学校2年生教室
第12投票区	川口、結、福島、田島、萩島1丁目A	結幼稚園遊戯室
第13投票区	車場1丁目B、車場2丁目B、萩島1丁目B、萩島2丁目、萩島3丁目、中野1丁目、中野2丁目、中野3丁目	萩川保育所遊戯室
第14投票区	市之瀬、荒路津、長割	市之瀬小学校多目的教室
第15投票区	三枚湯、三津屋、野方、大秋	三津屋公会堂
第16投票区	川根、浦奥野、戸出、四ツ奥野、子成湯、藤曾根	小合小学校集会室
第17投票区	小屋場、梅ノ木、新通	梅ノ木集落開発センター
第18投票区	小戸上組、小戸下組、栗宮	小戸下組公会堂
第19投票区	大鹿、荒島	大鹿集落開発センター
第20投票区	中村、程島	林照寺保育園保育室
第21投票区	東島、西島	東島氏子会館
第22投票区	朝日、割町	金津保育所遊戯室
第23投票区	古津、溝ヶ沢	古津公会堂
第24投票区	金津、塩谷	金津公会堂
第25投票区	小口	小口公会堂
第26投票区	大関、岡田	大関集落農事集会所
第27投票区	下新、市新、金屋、新郷屋	新関中央保育所遊戯室
第28投票区	六郷、堤	六郷公会堂
第29投票区	本町1丁目、本町2丁目2区、善道町1丁目、善道町2丁目、下奥野町	第二保育所遊戯室
第30投票区	古田、天神	古田保育所遊戯室
第31投票区	秋葉1丁目、秋葉2丁目、秋葉3丁目	老人福祉センター秋葉荘
第32投票区	金沢町1丁目、金沢町2丁目、金沢町3丁目、金沢町4丁目	第二小学校音楽教室
第33投票区	新金沢町、東町1丁目、東町2丁目、東町3丁目	新金沢保育所遊戯室
第34投票区	南町1区、南町2区、山谷南	さくら保育園遊戯室
第35投票区	美幸町1丁目、美幸町2丁目、美幸町3丁目	美幸町会館
第36投票区	こがね町、車場1丁目A、車場2丁目A、車場3丁目、車場4丁目、車場5丁目、中野4丁目、中野5丁目	萩川地区公民館展示室

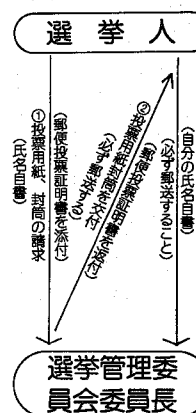
第14投票区は、前回と投票所が変わりましたので、ご注意ください。

お買物、ご用命は市内で

郵便による不在者投票ができる人

障害の範囲	障害の程度
●身体障害者手帳をお持ちの人	両下肢障害 1級もしくは、 2級 である人として記載されている人
●県知事が証明した人	障害の程度が上記に該当する人
●戦傷病者手帳をお持ちの人	両下肢障害 1級もしくは、 2級 である人として記載されている人
●県知事が証明した人	障害の程度が上記に該当する人

郵便による不在者投票の方法



選挙権のある人で身体に重度の障害があつて、選挙の当日、投票することができない人は、「郵便による不在者投票」をすることができ、その方法として「郵便投票」をすることがあります。

選挙権のある人で身体に重度の障害があつて、選挙の当日、投票することができない人は、「郵便による不在者投票」をすることができ、その方法として「郵便投票」をすることがあります。



10月25日は県知事選挙です

県政はあなたの一票から

●投票(市内36投票所)
午前7時～午後6時
●開票(市民会館大ホール)
午後7時30分から

投票できる人
▽新津市で投票できる人
新津市に住所がある日本国民で、次の条件に該当していることが必要です。
▽年齢が投票日当日、二十歳以上であること(昭和四十七年十月二十六日以前に生まれた人)
▽基準日(十月四日)前三か月以上新津市に住所があること(平成四年七月四日

新潟県知事の辞任に伴う県知事選挙が、十月二十五日(日)に行われます。
県知事選挙は、これから四年間の県政を託す人を選ぶ大切な選挙です。候補者の政見をよく見、よく聞き、よく考えて大切な一票を無駄にすることなく、みんな投票しましょう。

以前から新津市に住所があり、住民基本台帳に登録されている人
市に転居をした人
九月二十五日以降に市内転居をされた方は、転居前の投票所で投票することになります。
市町村から転入した人
平成四年七月五日以降に県内の他市町村から転入した人は、前の市町村で投票していたことになり、入場券が印刷されています。入場券が印刷されている場合は、入場券が印刷されている市町村で投票することになります。
入場券の送付
入場券は、十月二十日ごろまでに郵送します。はがき一枚に四人の入場券が印刷されています。入場券が印刷されている場合は、入場券が印刷されている市町村で投票することになります。

投票の方法
投票するときは、入場券を忘れずにお持ちください。
①：投票所へ入ったら、受付へ入場券を出してください。
②：入場券をなくした場合でも投票はできます。受付へお申し出ください。
③：受付では入場券と名簿を対照し、本人であることを確認します。
④：入場券と引き換えに投票用紙を受け取ってください。
⑤：次に投票記載所で、用意してある鉛筆で決められた欄内に、投票しようとする候補者の氏名を記入してください。

不在者投票
投票日(十月二十五日)の当日、やむを得ない理由で投票所へ行けない人は、その理由を記載した「宣誓書」を提出して不在者投票することができます。
「宣誓書」の用紙は、選挙管理委員会に用意してあります。
不在者投票の期間は、告示日(十月五日)から十月二十四日まで(土曜日、日曜日でも可)です。
時間：午前八時三十分から午後五時まで
場所：市役所1階市民サロン
持参するもの：印鑑と入場券(届いていないときは、いりません)

候補者一人の氏名を書いてください。
⑤：投票の記載が済んだら、投票用紙を投票箱へ入れてください。
代理・点字投票
身体が不自由なため、自分で投票用紙に書くことができない人は「代理投票」が、また目が不自由な人は「点字投票」がそれぞれできます。受付へお申し出ください。

お買物、ご用命は市内で

花に話して心を贈る
全国どこにでもお届けします
小林生花店
新町1丁目 TEL 22-1080
22-5707(夜)
(各流いけばな教室御案内します)

電化製品で まごころのキャッチボール
東芝・松下
日立・ソニー
ビクター・シャープ
パイオニア
みんなOK
ソーワです
株式会社 ソーワ
(旧社名 八重電商事)
本町2 ☎24-3131

皆様の ガス・ショールーム
シャワーが勢い
ガス給湯器
壁掛け
据置式
越後天然ガス(株) 新津 ☎(24)2171・萩川(25)2100